

# 議事概要： 秋田労働局

協議会名称	令和3年度 第2回 秋田県在籍型出向等支援協議会並びに経済団体等情報交換会議
開催日時	令和3年12月16日(木) 13時30分～14時30分
会議形式	対面
会議開催場所	秋田合同庁舎 5階大会議室
会議出席者	出席者名簿のとおり(欠席:秋田県中小企業団体中央会、経済産業省東北経済産業局地域経済部、国土交通省東北地方整備局建政部)

議題 1	在籍型出向にかかる取組の実績について
発言者等	議題1にかかる発言概要・決定事項等
訓練室長	資料No.1により、①在籍型出向等支援事業制度、②秋田県における基本スキーム、③秋田労働局における取組、④産業雇用安定助成金の実績、⑤秋田労働局ホームページ在籍型出向関連ページ、について説明、報告
決定事項等	

議題 2	在籍型出向に関するアンケート結果について
発言者等	議題2にかかる発言概要・決定事項等
訓練室長	資料No.2により、アンケート結果について報告
決定事項等	

議題 3	出向・移籍支援業務の取扱い状況について
発言者等	議題3にかかる発言概要・決定事項等
産業雇用安定センター秋田事務所長	配布資料により、産業雇用安定センターの業務取扱状況を説明、報告
決定事項等	

議 題 4	意見交換
発 言 者 等	議題4にかかる発言概要・決定事項等
一般社団法人 秋田県経営者協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在籍型出向を理解している企業が極めて少なく、制度をわからない又は制度を利用する気がない企業が大多数であると感じている。</li> <li>・出向元と出向先との事前準備に多くの労力を要するものの出向期間は短く、これを継続して繰り返すと派遣法違反になる可能性もゼロではないことが制度浸透しない原因の一つと考えている。</li> <li>・出向社員が出向先を気に入り結果的に優秀な人材を手放すことになってしまう不安を抱いている事業主もいる。これも足踏みの原因ではないかと思う。</li> <li>・出向元・出向先を取り持つ組織を作って行かなければなかなか在籍型出向は浸透していかないのではと思う。</li> </ul>
秋田県社会保険 労務士会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会員から産業雇用安定助成金について相談があったという報告は未だない。</li> <li>・厚生労働省委託事業として働き方改革推進支援センターの運営を行っているが、こちらも相談体制は整えているものの相談実績は低調であり、活用をお願いしたい。</li> <li>・雇用調整助成金の活用で耐えている起業が多いと分析している。</li> <li>・引き続き働き方改革推進支援センターでも産業雇用安定助成金の周知を積極的に行っていきたい。</li> </ul>
株式会社 秋田 銀行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・9月16日に産業雇用安定センターと連携協定を締結した。これまでに在籍型出向成約に至った実績は未だないが、毎月1回以上のセンターとの情報交換、在籍型出向の相談があった企業への同行訪問を行っている。センターとの同行は情報の深掘りができるメリットがある。</li> <li>・取引先からの相談の傾向としては、製造業からの受け入れ希望が多い状況にあるが、在籍型出向成約に至らない要因として、短期間の受け入れ期間を希望していること、10～20名の大規模の受け入れを希望していること、同エリア内で人材を調達したいことが挙げられる。</li> <li>・在籍型出向のニーズは確実にあると感じている。</li> <li>・支店の活動を通じて在籍型出向制度の浸透を図りながら相談を多く受け付けられる体制作りをしていきたい。</li> </ul>
日本労働組合総 連合会秋田県連 合会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業雇用安定助成金について、関連企業間での出向も支給対象としたことは評価できる。</li> <li>・労働界の立場として、労働組合のある企業と無い企業間での出向等における労使協定等の細かな取扱についても注意を払うことを要望する。</li> </ul>
決 定 事 項 等	